

## 議第26号

行政財産の目的外使用に関する条例の一部を改正する条例案

行政財産の目的外使用に関する条例（昭和39年三島市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項各号中「100分の105」を「100分の108」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に許可した行政財産の使用に係る使用料の額については、改正後の第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

平成26年2月18日提出

三島市長 豊岡 武士